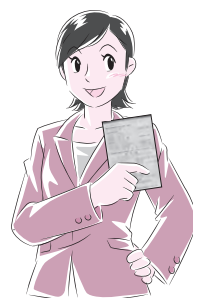


衆議院議員総選挙

小選挙区選出議員選挙・比例代表選出議員選挙

秋田市選挙管理委員会事務局
 ☎(099)2200
<http://www.city.akita.jp/city/coel/>



投票所を変更します

・御野場病院在宅ケアセンター↓南部市民サービスセンター(御野場)
 ・河辺戸島ふるさとセンター↓戸島小学校

12月14日に
 用事があるかたは
 期日前投票を!

期間▶12月7日(日)～13日(土)

*市役所分館のみ、12月3日(水)から投票できます。

期日前投票所	投票時間
市役所分館4階	午前8時30分 ～午後8時
北部・西部・河辺・雄和の 各市民サービスセンター	午前8時30分 ～午後5時
*西部は3階、河辺は2階。 南部市民サービスセンター ーでは実施しません。	
岩見三内・大正寺の各連絡所	
秋田駅西口ぼほろーど イオンモール秋田3階	午前10時 ～午後8時

▶投票所入場券の裏面に印刷している、期日前投票の「宣誓書」にあらかじめ記入してお持ちになると、受け付けが簡単に済みます。

あなたの一票が決める未来! 投票日▶12月14日(日)

投票時間▶午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

*最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。



秋田市で投票できるかた▶平成6年12月15日以前に生まれ、今年9月1日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

*今年11月22日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは転居前の住所地での投票となります。

秋田市に転入▶今年9月2日以降に他の市区町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市区町村での投票となります

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票することもできますので、前に住んでいた市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は、秋田市選挙管理委員会にもあります。

秋田市から転出▶今年8月14日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは秋田市で投票できません。すでに転入先の選挙人名簿に登録されている場合は、転入先での投票となります

投票所入場券は
 随時郵送します



入場券は、紛失しても投票所で再発行しますので、会場受付でお話ください。

不在者投票

①入院中などの場合

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、または入所中の場合は、その施設で不在者投票ができますので各施設の事務局にお申し出ください。

②他の市町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票することができます。投票に必要な「宣誓書」は、各市町村の選挙管理委員会にありますので、記載のうえ、秋田市選挙管理委員会に送ってください。

③郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちで一定の障がいがあるかた、または介護保険の「要介護5」のかたが対象です。

障がいの程度の確認や手続きが必要です。秋田市選挙管理委員会へお問い合わせください。

●視覚障がいのかたは、点字による投票ができます。

●開票は投票日の午後9時15分から、市立体育館で行います。

みんなの“助け合い”で 冬を乗り切ろう！

秋田市では、この冬も、「初期除雪の徹底」「的確な情報収集」「迅速な除排雪対応」の3つの目標を掲げ、市民、委託業者、行政が一体となったさまざまな取り組みを進めていきます。

みなさんが、この冬を安全安心に過ごせるよう、ご理解とご協力をお願いします。



2014-2015

秋田市ゆき対策の手引き

保存版

除排雪に関するお問い合わせは ▶ コールセンター ☎(888)9400
12月10日(水)から3月15日(日)までの午前8時～午後8時
* 道路豪雪対策本部設置時は24時間体制で受け付けます。



秋田市のゆき対策は下記のホームページでご覧いただけます。
また、除雪車の位置や稼働履歴などもご確認できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/josetsu/>



内容は、QRコードでもアクセスできます(スマートフォン、タブレット向け)

ゆき対策 取り組みのポイント



今冬も、「秋田市ゆき総合対策基本計画」に基づいて次の取り組みを行い、冬期の安全安心な市民生活の確保に努めます。各種サービスについて詳しくは、12・13ページをご覧ください。

- ▶ 除排雪に対する要望の受付窓口としてコールセンターを開設
- ▶ 道路パトロールの強化により初期除雪を徹底
- ▶ GPS(*)を活用して作業情報を提供
- ▶ 地域住民による除排雪作業を支援
地域住民が除雪する際の燃料支給や小型除雪機・軽トラックの貸し出しなど
- ▶ 高齢者世帯などへの生活支援

*人工衛星を活用して位置情報が確認できるシステム。

ゆき総合対策について…生活総務課☎(866)8921

道路除排雪について…道路維持課☎(864)3643

*12月10日以降、道路除排雪のことは、上記のコールセンターへお掛けください。

「市民一斉除雪デー」は
1月12日(月・祝)

みんなで力を合わせよう！



前回の一斉除雪デー

市では、1月12日(月・祝)に、地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路などの除排雪を行う「市民一斉除雪デー」を予定しています。ご協力をお願いします。

問い合わせ 建設総務課☎(866)2132